

保護者様

(年 組 氏名 さん) 令和 年 月 日

学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令の施行に伴い、学校において予防すべき感染症のうち「インフルエンザ」の出席停止期間の基準が「解熱した後2日を経過するまで」から、「発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで」となりました。(※解熱した後2日を経過しても、発症してから5日を経過しない場合には、出席することはできません。) インフルエンザに感染した生徒は、法律の規定により出席停止となり、その間は休んでも欠席日数にはなりません。なお、再登校するに当たって改めて「治癒したかどうか？」について医師の診察を受ける必要性も含め、医師の指示に従ってください。

インフルエンザが治癒し、登校する時は、この「治癒報告書」を担任に提出してください。この報告書は、保護者の方に記入していただくものであり、医療機関に記入してもらうものではありません。

治癒報告書

(宛先) 長野吉田高等学校長

年 組 番 生徒氏名

上記の者の下記疾患は治癒しており、他に感染のおそれはないことを報告いたします。

記

疾患名	インフルエンザ(型)
発症日(咳・鼻水・発熱等かぜ様の症状が出た日)	令和 年 月 日()
受診した医療機関名 (受診日)	(令和 年 月 日)

※治癒の状況 ※発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過した。

発症日 0日目	1日目	2日目	3日目	4日目	5日目	解熱日 0日目	1日目	2日目
/	/	/	/	/	/	/	/	/

【欠席した期間】

出席停止期間 令和 年 月 日() ~ 令和 年 月 日()

令和 年 月 日 保護者氏名

提出先 : 担任 → 教頭(原簿) → 保健室(コピー)

参考

インフルエンザの出席停止の数え方

○インフルエンザの出席停止期間は、従前、「解熱した後二日を経過するまで」としてきたところであるが、昨今、抗インフルエンザウイルス薬の投与により発熱などの指標となる症状が早期に軽減し、ウイルス排出がまだ十分に減少していない段階でも解熱してしまう状況が生じており、解熱のみを基準にした出席停止期間では、感染症のまん延予防という目的が達成できないおそれがある。

○そのため、「発症後五日を経過した後になるとウイルスがほとんど検出されなくなる」という実験・臨床研究における報告がなされていることを踏まえ、出席停止期間を「発症した後五日を経過し、かつ、解熱した後二日を経過するまで」と改めることとする。なお、「発症」とは、発熱を目安とする。

記

【インフルエンザの出席停止の期間の数え方】

- 「発症した後5日」は発症日を0日とし、翌日を1日目とする。
- 「解熱した後2日」は解熱日を0日とし、翌日を1日目とする。